



事後評価

○事後評価の実施体制、実施時期

事後評価の実施体制	事後評価の実施時期
東京都住宅政策本部住宅企画部で事後評価を実施 学識経験者（第三者）に対して、事後評価（案）について意見を求めた。	計画期間（H27～R2）の翌年度
	公表の方法
	東京都ホームページで公表

○事業効果の発現状況

定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況	<p>【項番1】住宅の耐震化の進展により、居住者の生命や財産を守るだけでなく、都市の防災力の向上にもつながっている。</p> <p>【項番2】耐震化により都営住宅の防災機能が高まり、居住者の安全性の向上はもとより、都営住宅の有する地域防災拠点機能が向上している。</p>
------------------------------	---

定量的指標以外の交付対象事業の 効果の発現状況（必要に応じて記述）	<p>1 事業費に対する効果          (1) 事業費の約7割を占める公営住宅等整備事業により、公営住宅を整備し、都民の居住の安定の確保と建物の強靱化に寄与した。          (2) 事業費の約2割を占める公営住宅等ストック総合改善事業により、建物の長寿命化を行い、建物ストックの有効活用を図った。</p> <p>2 指標別          【項番2】周辺地域を含め良質な住環境の整備が図られており、快適な市街地の形成に寄与している。</p>
--------------------------------------	---

○特記事項（今後の方針等）

<p>1 指標別の方針          【項番1】耐震改修促進計画に基づき、引き続き住宅の耐震化に取り組んでいく。          【項番2】「都営住宅耐震化整備プログラム（令和2年度改定）」に基づき、令和7年度末までに耐震化率100%とする目標達成に向け、着実に実施していく。          併存店舗付き住棟の耐震改修では、平成30年度から、区分所有の店舗を一部買い取り、内部を補強することで他の店舗権利者の費用負担や休業の影響を軽減するなど、合意形成を加速させる取組を進めている。</p> <p>2 次期整備計画の方針          令和2年3月、都及び全区市町村は、東京都地域住宅計画（第4期）を策定し、公営住宅整備等の基幹事業と地域の特性に応じ創意工夫を凝らした提案事業を組み合わせることで、東京における総合的な住宅政策を展開することとした。</p> <p>3 第三者意見聴取          令和3年12月22日 筑波大学システム情報系社会工学域教授 有田智一氏に対して、本件事後評価について意見を求めた。          &lt;意見&gt;          第3期地域住宅計画及び第2期防災・安全整備計画の事後評価（案）については、住宅政策本部住宅企画部総務課から説明を受け、都において事後評価が適正に行われていると考えます。計画の評価にあたっては、現在行っている定量的な効果に対する評価に加えて、今後は定性的な側面も含めて丁寧に評価を行っていくことが望まれます。また、特に民間住宅に係る政策の推進にあたり、市場の誘導や建物所有者の自発的取り組みを促すために、普及啓発等を更に工夫するなど、交付金の活用効果を高める方策が望まれます。</p>
--

○目標値の達成状況			
番号	指標（略称）		
	目標値／実績値	目標値と実績値に差が出た要因	
1	最終目標値	95－	[参考]住宅の耐震化率 当初現況値：79.8%（平成21年度）、最終目標値：95%、最終実績値：92.0%（令和2年3月）所有者の主体的な取組を促す普及啓発が十分に浸透しなかったことにより目標値と差が生じている。
	最終実績値	92－	
2	最終目標値	100－	[参考]都営住宅の耐震化率 当初現況値：77%（平成25年度）、最終目標値：100%、最終実績値：96.6%（令和3年3月）併存店舗付き住棟の耐震化を進める必要があり、そのためには、移転を希望する店舗権利者、営業継続を希望する権利者、それぞれに丁寧な説明を行い、合意を得る必要があるため
	最終実績値	97－	